二十三　警察法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十八号）による改正後の警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の規定に基づく沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として、当該年度の沖縄県の基準財政需要額の算定に用いた警察費の額の算定方法に準じて算定した額

二十四　国の補助金を受けて実施する水産環境整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項第二号に規定する漁場の整備事業のうち、地方債を起こすことができないものであつてさけ・ます対策に係るものに限る。）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十五　国の行う国際漁業再編対策事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として行う減船漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　次によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　林地台帳等の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の整備に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ロ　森林所有者等の把握、森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ハ　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

附則第六条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

附則第六条第六項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　平成二十八年十二月二十二日新潟県糸魚川市に発生した大火について、次によつて算定した額の合算額

イ　第三条第一項第一号のイの表第一号二に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号二中「災害（火災を除く。）」とあるのは「災害」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号イの表第二号の規定は適用しない。

ロ　第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

附則第七条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「及び第十七号」を「、第十六号及び第二十二号」に改め、同項第六号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十八年十月一日」に改め、同項第九号を削り、同項第十号中「〇・八」を「〇・七」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「四七九、七四四円」を「四八四、四〇二円」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の五号を加える。

二十二　高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十四　次によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A×25,000円×0.5

算式の符号

A　当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する小学校、中学校その他の学校の教職員数として総務大臣が調査した数

ロ　道府県から指定都市への県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。）に係る権限の移譲により実施するシステム整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・七」とする。

二十六　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額

附則第七条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

7　平成二十八年度から平成三十二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

附則第七条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第九項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第八条第一項第九号中「以下この号」の下に「及び附則第十条第一項第九号」を加える。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「附則第八条第一項第三号」を「附則第八条第一項第二号」に改め、同項第四号中「附則第八条第一項第四号」を「附則第八条第一項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第八条第一項第五号」を「附則第八条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「附則第八条第一項第六号」を「附則第八条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「附則第八条第一項第七号」を「附則第八条第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「附則第八条第一項第八号」を「附則第八条第一項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。